

5環管第 207 号
平成25年 5月14日

城南衛生管理組合
管理者 山本 正 様

京都府知事 山田 啓二



折居清掃工場更新事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書
について

平成24年12月10日付けで提出の上記環境影響評価方法書について、京都府環境影
響評価条例第13条第3項の規定により、別添のとおり意見書を送付します。

担当	文化環境部環境・エネルギー局 環境管理課指導担当
電話	075-414-4715
FAX	075-414-4710

(別 添)

折居清掃工場更新事業に係る環境影響評価方法書の内容に対する意見は次のとおりですので、環境影響評価に係る調査、予測及び評価（以下、「調査等」という。）に当たり十分考慮し、明らかとなった環境影響に対し、適切な環境保全措置を検討してください。

1 全般的事項

- (1) 評価に当たっては、施設の建て替えによる環境影響の変化に着目するとともに、可能な限り環境影響を回避・低減する観点に重点を置き、調査等の手法を選定すること。
- (2) 必要に応じ、環境影響評価等についての技術的事項に関する指針（平成11年京都府告示第276号）第2の7に基づき、調査等の手法の重点化及び簡略化を行い、準備書においてその理由も含めて記載すること。
- (3) 今後、調査等の結果や詳細な事業計画の策定により、新たな環境影響が明らかになった場合は、必要に応じ、選定された項目及び手法を見直すこと。

2 個別事項

(1) 大気質

施設の稼働による排出ガスの影響の評価については、北東方向の谷型の地形を勘案した手法により行うこと。

(2) 景観

- ・ 事業予定地周辺の主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響が把握できるよう、施設の視認状況について地図上に図示するとともに、その結果を踏まえ、調査地点の追加について検討すること。
- ・ 予測・評価に当たっては、構造物の位置、色彩、形状、白煙の発生等について検討し、必要に応じ、色彩等に係る複数案の検討を行うこと。

(3) 地球温暖化

温室効果ガスの排出量の予測においては、ごみの燃焼による発電による削減効果を見込むこと。